



2024年10月分（12月支給分）から

# 児童手当の制度が変わります

## ● 主な制度変更は次のとおりです。

- ① 所得制限が撤廃されます。

改正前（現行）	改正後
所得制限 あり	所得制限 <u>なし</u>

- ② 支給対象期間が高校生世代まで延長されます。

改正前（現行）	改正後
15歳年度末まで (中学校修了前まで)	<u>18歳年度末まで</u> <u>(高校生世代まで)</u>

- ③ 3人目以降の子の支給額が増額されます。

改正前（現行）	改正後
高校生世代の子から年齢順に数え、小学生以下の子が3人目以降となる場合に多子加算を適用  第3子以降、1人につき月額 15,000円	<b>大学生世代の子から年齢順に数え、高校生以下の子が3人目以降となる場合に多子加算を適用</b>  <b>第3子以降、1人につき月額 30,000円</b>

※大学生世代の子はカウント対象のみで支給はありません。

- ④ 支給回数が年6回になります。

改正前（現行）	改正後
年3回支給  6・10・2月 4か月分ずつ支給	年 <b>6回</b> 支給  <b>12・2・4・6・8・10月 2か月分ずつ支給</b>

## ● 制度改正後の支給月額(1人あたり)

	3歳未満	3歳以上18歳年度末まで
第1子、第2子	15,000円	10,000円
第3子以降	<b>30,000円</b> (③の多子加算適用の場合)	

☆高校生世代：中学校修了後、18歳に達する日以後の最初の3月31日まで  
(今年度は、平成18年4月2日から平成21年4月1日生まれの子)

☆大学生世代：高校修了後、22歳に達する日以後の最初の3月31日まで  
(今年度は、平成14年4月2日から平成18年4月1日生まれの子)

※高校生・大学生世代は、学生に限らず、アルバイトや無職等の場合も対象です。

裏面に続く



## 手続きフローチャート

A 現在、高校生世代以下(平成18年4月2日生まれ以降)の子を養育している。

いいえ

児童手当制度 非該当

はい

B 現在、下松市から児童手当または特例給付を受けている。

いいえ

申請が必要です

☆所得超過により認定却下になった方・  
申請されていない方

☆養育する子が高校生世代のみの方  
→「認定請求書」を提出してください。

(同封の案内をご覧ください)

※Cにも該当する場合は、「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出も必要です。

※請求者は、父母のうち所得の高い人になります。

C 現在、経済的な負担をしている大学生世代(平成14年4月2日生～平成18年4月1日生)の子があり、かつその子から年齢順に数えたとき、高校生世代以下の子が3人目以降となる。

- 例**
- 20歳大学生・高校生・中学生（3人目）
  - ✗ 23歳大学生・中学生・小学生（多子加算なし）

※大学生世代はカウント対象のみで支給はありません。

はい

いいえ

申請が必要です

「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。

原則、申請は不要です

※新たに対象となる高校生世代の子について、過去に下松市で手当を受給されたことがない方は「額改定認定請求書」等の提出が必要です。

※現在の状況によっては、提出が必要となる書類があります。

- ・高校生世代以下の子と別居している → 別居監護の申立書
- ・父母以外の養育者 → 養育事実の申立書 など

※公務員は、勤務先での手続きになります。

※請求者が市外に居住の場合は、居住地の市区町村にお問い合わせください。

※子が施設入所中などの場合は、原則として施設の設置者等に支給されます。



## 申請期限・方法・問い合わせ

[ 申請書類については、市ホームページからダウンロードしていただか、こども未来課でお受け取りください。 ]

申請期限	令和6年10月18日(金)	
申請期限を過ぎても、令和7年3月31日（必着）までに申請した場合は、支給月は遅れます、令和6年10月分に遡って支給されます。令和7年4月以降は、申請月の翌月からの支給となりますのでご注意ください。		
申請方法	・郵送（必着） ・市役所1階23番窓口（こども未来課）に提出	市ホームページ・ 申請様式はこちら
提出先 問い合わせ	〒744-8585 下松市大手町3-3-3 下松市こども未来課 TEL 0833-45-1836	

